公募型樹木等採取（配布）応募要領

利根川上流河川事務所では、河川内で伐採した樹木を配布するため、伐採木の受け取りを希望する方を公募します。

応募する場合は、応募様式に加え下記事項の内容及び現地条件を確認した上で応募してください。

１．公募日　令和８年１１月２日

２．概要

（１）名称

公募型樹木等採取に伴う公募

（２）目的

河川敷に繁茂する樹木は、洪水時には水の流れを阻害し、さらに洪水により流出した樹木が下流の堤防や橋梁等に悪影響を及ぼすおそれがあります。また、樹木は、河川の状況を把握するための巡視（河川パトロール）やカメラによる監視等の支障となることから、利根川上流河川事務所では樹木の伐採後、処分場に持ち込んで処分をしています。

一方で、伐採した樹木は薪ストーブやバイオマス発電などの燃料や農業資材、チップ加工等幅広く活用できることから、経費の縮減と木材資源の有効活用を図るため、伐採した樹木の採取（配布）を希望する方を公募します。

（３）採取（配布）場所（別紙－資料１を参照）

稲戸井調節池内（茨城県守谷市高野地先）

（４）採取（配布）する河川産出物の種類

採取（配布）は樹木を対象とし、樹種はアカシア・クスノキ・エノキ等が主となります。樹木は長さ２ｍ程度に切りそろえたものとなっております。

（５）採取（配布）期間

令和９年１月２５日（月）から令和９年３月１２日（金）まで

９時００分から１６時００分まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

（６）作業環境

作業に伴う進入路については、別紙－資料２、３のとおりです。

（７）採取（配布）量

今回、現地にて採取（配布）する量については約３００㎥です。

（８）公募型樹木等採取の概要

河川敷に繁茂する樹木の採取については、河川法（昭和３９年法律第１６７号。以下「法」という。）第２５条（土石等の採取の許可）に基づき河川区域内の土地における土石その他の河川の産出物の採取には許可が必要で、その対象は土石のほか河川法施行令（昭和４０年政令第１４号）第１５条第１項に規定する竹木（以下「樹木」という。）、あし及びかや等と規定されています。

河川産出物の採取の申請は、許可を受けようとする者が随時行うこととされていますが、刈草や伐木した樹木については、飼料、農業資材、燃料などに利用されるなど地域ニーズがあることから、樹木、芝草及び雑草（以下「樹木等」という。）に限定し、更なる有効活用の促進を図っています。

河川管理者と民間の許可受け者（以下「選定者」という。）が除草や伐採等の役

割を分担した取り組みを試行するため、国で伐採した樹木の採取（配布）を受ける方を公募するものです。

（９）根拠法令

①河川法第２５条

【概要】 河川区域内の土地において土石その他の河川の産出物で政令で指定したものを採取しようとする者は、河川管理者の許可を受けなければならない。

②河川法施行令（昭和４０年政令第１４号）第１５条第１項

【概要】 法第二十五条の河川の産出物で政令で指定するものは、竹木、あし、かやその他これらに類するもので河川管理者が指定するものとする。

３．公募への参加資格

（１）個人による応募

①直近１年間の税を滞納している者でないこと。

（２）団体（企業）による応募

①公募期間中において、予算決算及び会計令（昭和２２年勅令第１６５号）第７０条又は第７１条の規定に該当するとして、指名停止等を受けている者でないこと。

②公募期間中において、会社更生法に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。

③直近１年間の税を滞納している者でないこと。

④警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

４．応募方法

別紙－様式１の応募様式（押印不要）に必要事項を記入し、次の（１）の提出方法により、（２）の提出先（担当部局）へ、（３）の受付期間内に提出してください。

なお、選定後に必要な許可手続きの際に、別紙－様式１の写しが必要となりますので、必ず写しを保存しておいてください。

（１）提出方法

電子メール又は郵送若しくは託送（簡易書留等記録に残るものに限る。以下「郵送等」という）とします。

（２）提出先（担当部局）

関東地方整備局　利根川上流河川事務所　工務第一課

〒３４９－１１９８　埼玉県久喜市栗橋北２丁目１９－１

電話　０４８０－５２－３９５５

メールアドレス：ktr-tonejo-koumu1@ki.mlit.go.jp

（３）受付期間

令和８年１１月２日（月）から令和８年１２月２日（水）１７時１５分まで。

郵送等の場合は、令和８年１２月２日（水）１７時１５分必着。

なお、応募様式に記載されている応募者の氏名（団体（企業）の場合は団体名と代表者名）、住所及び連絡先は、応募者の応募内容に関する確認、選定結果の通知、選定後の連絡にのみ使用し、目的外使用はいたしません。

５．選定方法の概要

利根川上流河川事務所に設置する選定委員会において、応募書類に基づき、樹木の採取に関する計画及び採取を実施する工程、採取量などから総合的に評価し、所定の優れた者を選定します。また、伐採量は、応募書類に基づき設定いたしますが、希望に添えない場合がありますのでご了承ください。

選定にあたっては、必要な情報収集、履行の確実性の確認等のために、必要に応じて応募者にヒアリングを実施する場合があります。

なお、上記の審査結果、複数の応募者間で明確な差がないと判断された場合には、該当する応募者の中から抽選により選定するものとします。

選定結果の通知は、令和８年１２月１０日（木）以降、メールまたは郵送にて応募者全員へ通知します。

なお、令和８年１２月１７日（木）までに通知が届かなかった場合は、速やかに前記４．（２）の提出先（担当部局）へご連絡ください。

６．選定後に必要な許可手続き

選定された応募者は、河川法施行規則（昭和４０年建設省令第７号）第１３条第１項に定める法第２５条の許可に係る許可申請書（別紙－様式３、以下「申請書」という。）を提出する必要があります。

申請書の提出にあたっては、申請書に応募様式（別紙－様式１）及び選定通知の写しを添付し、令和８年１２月２４日（木）１６時００分までに下記の担当部局に持参、電子メール若しくは郵送等にて提出してください。期限までに申請書の提出がない場合は、辞退したと見なします。

【許可申請に係る担当部局】

関東地方整備局　利根川上流河川事務所　守谷出張所

住所：〒３０２－０１１６　茨城県守谷市大字大柏３５５－７

電話：０２９７－４８－２４４１

メールアドレス：ktr-ks-tonejo-mrya@mlit.go.jp

７．作業にあたっての注意事項及び実施すべき安全対策等について

河川利用者や選定者の事故を未然に防止する観点から、河川管理者（利根川上流河川事務所）が、平常の河川巡視等により採取の実施状況の把握を行い、作業の方法等について指示又は指導を行う場合があります。

なお、河川管理者が指導を行ってもなお指導または許可条件等を守らない場合には、許可を取り消すことがあります。

作業にあたっては、下記について注意して実施してください。

（１）作業においては、関係法令等を遵守してください。

（２）作業時間は、９時００分から１６時００分までとします。

（３）道路に泥汚れや樹木片の散乱等が発生した場合は清掃するものとし、現場内は整理整頓に努めてください。

（４）選定者が樹木等の採取及び搬出するにあたり、周辺に生息する動植物並びに周辺環境等へ影響を与えることのないよう実施してください。

（５）採取行為は、法に基づく許可行為であるとともに、選定者の責任において行うものであるため、作業中の自損事故及び第三者への損害に対する賠償等は、選定者が責任を負うものであり、河川管理者は一切責任を負いません。

（６）河川管理施設等（堤防、護岸等）を損傷させた場合については、その原因者の費

用負担による復旧を求めます。または、河川管理者が自ら現状復旧を行った場合には、当該原因者に対し、復旧に要した費用の負担を求めることがあります。

（７）第三者や河川管理施設等に損害を与えた場合には、選定者は、速やかに河川管理者及び関係機関へ通報を行い適切に対応してください。

（８）不測の事態により、河川管理者から採取の停止を指示することがあります。
この場合は採取のためにそれまでに生じた費用は、選定者の負担となります。

（９）別紙－資料２、３のルート通行にあたっての注意事項は後記１１．の現地説明会にてお伝え致します。

８．採取料の徴収

河川法に基づく許可に係る採取料の徴収は行わないものとします。

９．完了報告

選定者は、採取が完了したときは、速やかに守谷出張所に完了届を提出してください

１０．履行確認

完了報告後、履行状況や許可条件の遵守状況について河川管理者が確認を行い、許可受け者に対して必要な指導を行う場合があります。

なお、採取の不履行と考えられる場合には、以降の公募において、申請者の選定から除外するなど、応募者の選定の判断材料とすることがあります。

１１．現地説明会

選定者への通知後、現地説明会を令和９年１月中旬～下旬に開催する予定です。

なお、開催日時等は選定者の通知に併せてお知らせします。

１２．応募要領及び応募書類に対する質問

（１）応募要領及び応募書類に対する質問の提出

①提出方法：質問する場合は、別紙－様式２「公募型樹木等採取に関する質問書」により、電子メール又は郵送等にて提出してください。
電話による質問にはお答えできませんので、ご注意ください。

②提 出 先：関東地方整備局　利根川上流河川事務所　工務第一課
〒３４９－１１９８　埼玉県久喜市栗橋北２丁目１９－１
電話　０４８０－５２－３９５５
メールアドレス：ktr-tonejo-koumu1@ki.mlit.go.jp

③受付期間：令和８年１１月２日（月）から令和８年１１月１８日（水）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、８時３０分から１７時１５分まで。

（２）質問に対する回答

①回答方法：質問者の方へ郵送又はメールにて回答を行います。

②回 答 日：質問内容を取りまとめの上、令和８年１１月２６日（木）１７時１５分までに行います。

１３．選定の取消

公募において示した参加資格のない者の申請書又は資料に虚偽の記載をした者を選定者としていた場合には、決定を取り消します。

１４．その他

（１）現地状況（樹種、作業環境等）を確認し、了承した上で応募してください。

（２）応募状況により、採取量の変更をお願いする場合があります。

（３）事前の現地確認を行う際は、土曜日、日曜日及び祝日を除く令和８年１１月２日（月）から令和８年１１月２６日（木）までに６．に記載の守谷出張所へ事前に申し込みを行って頂き現地確認日時について調整の上、現地確認をお願い致します。状況に応じて守谷出張所の職員が同行させて頂く場合があります。

別紙－資料１

位置図



伐採木採取（配布）箇所位置図

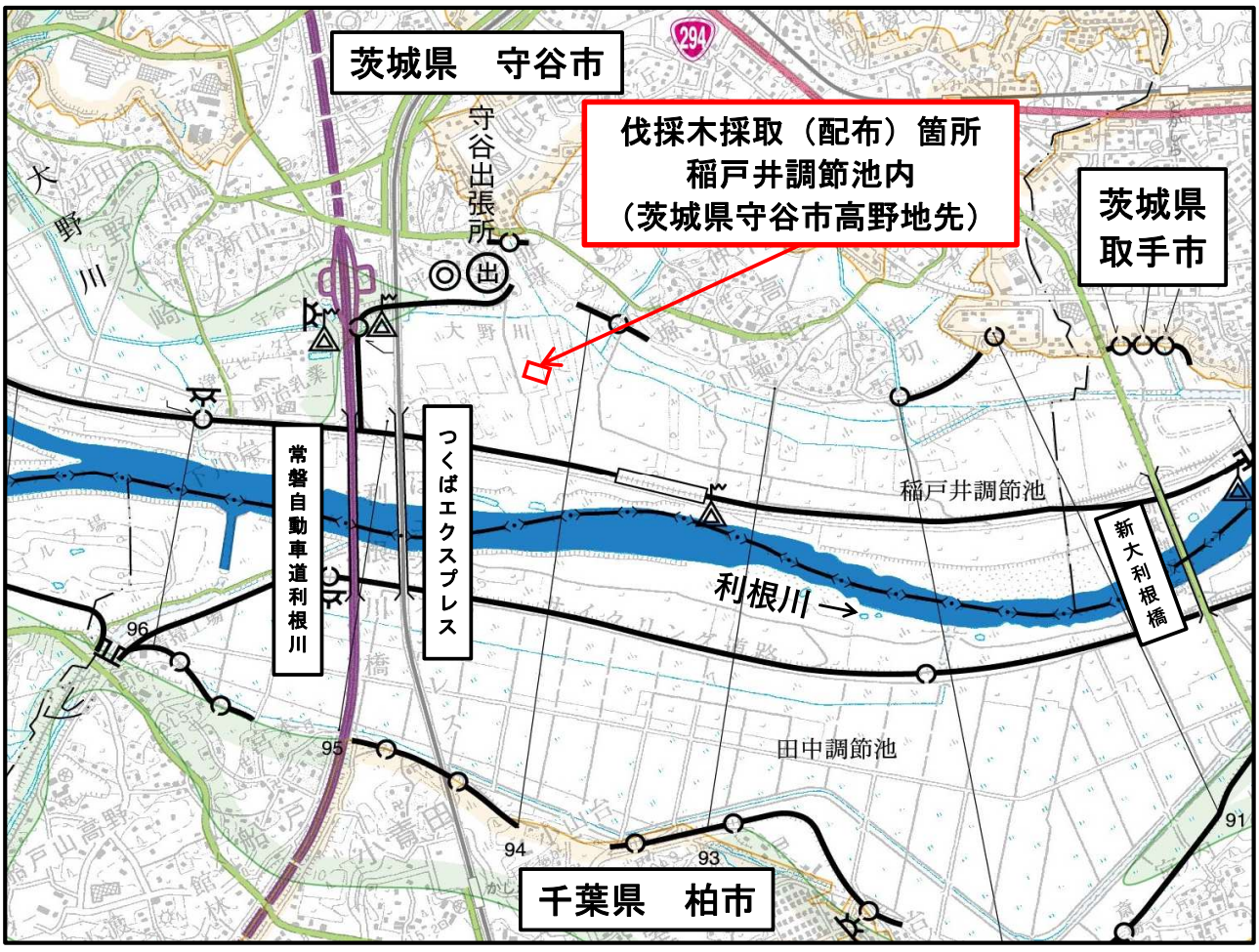

別紙－資料２

伐採木採取（配布）箇所ルート図

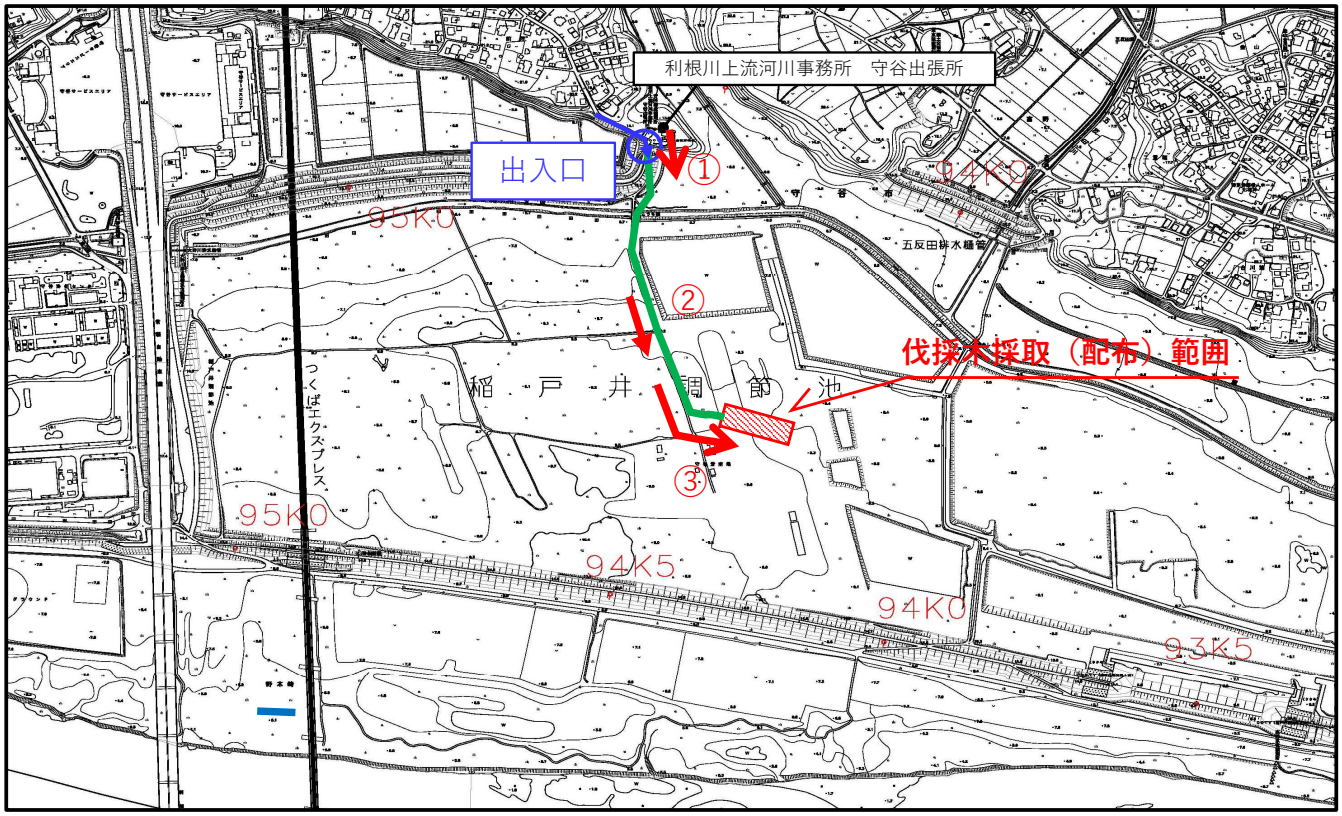

出入口



①



②



③



伐採木採取（配布）範囲



別紙－資料３

伐採木採取（配布）箇所（大型車輌）ルート図

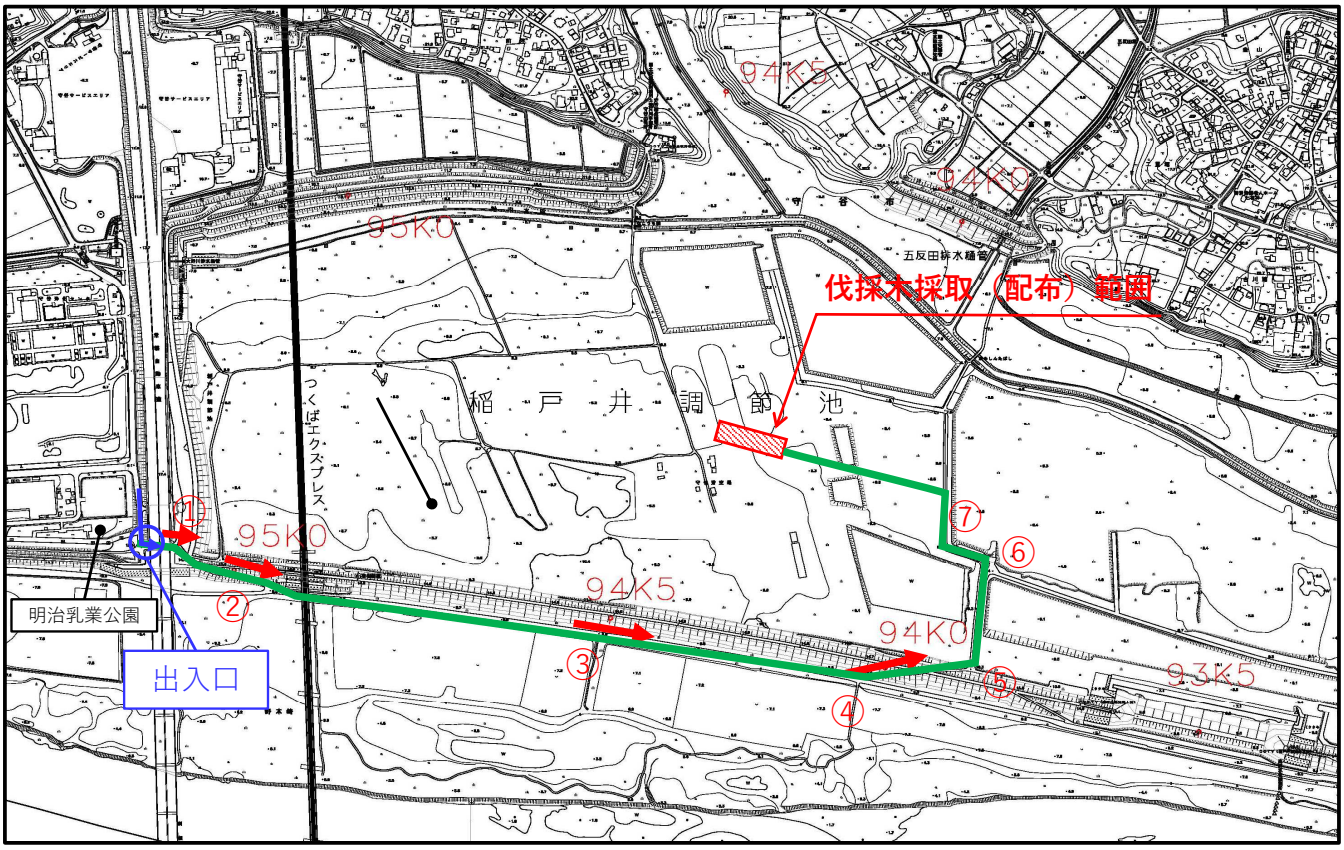

出入口



③



⑥



①



④



⑦



②



⑤



伐採木採取（配布）範囲



別紙－様式１

応　募　様　式

国土交通省関東地方整備局
　利根川上流河川事務所長 殿

応募者（□ 個人　□ 団体（企業））

団体名	
住　所	〒
氏　名	（印略）

令和８年１１月２日付けで公募された河川敷地内の樹木採取について、下記のとおり応募します。

記

１．採取を希望する量：＿＿＿＿＿＿m^3

２．採取木の使用目的（当箇する項目にチェックを記入。）
□ 薪ストーブ
□ その他の目的（　　）

３．現地の確認状況（当箇する項目にチェックを記入。）
□ 確認済み
□ 未確認

４．採取の方法（当箇する項目にチェックを記入。）
（小割方法）
□ 小割しない
□ 採取した樹木は、配布箇所で小割りし、人力により車輌まで運搬する。
□ 採取した樹木は、配布箇所で小割りし、キャリア等により車輌まで運搬する。
□ その他の方法（　　）
（運搬方法）
□ 採取材は、軽トラックにより日々搬出する。（積込方：　　）
□ 採取材は、（　　ｔ）トラックにより日々搬出する。（積込方法：　　）
□ その他の方法（　ワンボックスカーにより日々搬出する　　）

※上記以外に作業に関する事項があれば記載する。

５．採取の期間

作業期間：令和＿＿年＿＿月＿＿日　～　令和＿＿年＿＿月＿＿日

作　業　日：上記のうち、平日＿＿日間を予定

作業時間：＿＿：＿＿　～　＿＿：＿＿

６．応募者の連絡先

電話番号：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　※携帯電話可

緊急連絡先：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　※緊急時に連絡が取れる電話番号を記載

メールアドレス：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　※可能な限り記入

なお、収集された個人情報については、公募型樹木採取以外の目的に使用しません。

７．作業者：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

※作業者全員の氏名を記載。

８．公募採取の応募資格について

１）参加資格の合致状況（当箇する項目全てにチェックを記入。）

①個人による応募

□ 直近１年間の税を滞納している者ではない。

②団体（企業）による応募

□ 公募期間中において、予算決算及び会計令（昭和２２年勅令第１６５号）第７０条又は第７１条の規定に該当するとして、指名停止等を受けている者ではない。

□ 公募期間中において、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者ではない。

□ 直近１年間の税を滞納している者ではない。

□ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者ではない。

２）安全対策等の実施（当箇する項目全てにチェックを記入。）

□ 応募要領「６．選定後に必要な許可手続き」の許可条件に基づき作業を実施する。

□ 応募要領「７．作業にあたっての注意事項及び実施すべき安全対策等について」に基づき、適切に安全対策等を実施する。

□ 応募要領「１１．現地説明会」の説明会における説明事項・指導事項に基づき、作業を実施する。

※上記以外に安全管理に関する事項があれば記載する。

※その他、採取作業全体として特筆すべき事項があれば記載する。

以上

別紙－様式２

公募型樹木等採取に関する質問書

令和　　年　　月　　日

国土交通省関東地方整備局
　利根川上流河川事務所　工務第一課　宛

質問者（□ 個人　□ 団体（企業））

団体名	
住　所	
氏　名	（印略）

　令和８年１１月２日付けで公募された河川敷地内の樹木採取について、質問書を提出します。

□質問内容

（連絡先）

氏名	
電 話 番 号	
メールアドレス	

別紙－様式３

別記様式第八（甲）

許　可　申　請　書

令和　　年　　月　　日

国土交通省関東地方整備局長　殿

申請者

住所	
氏名	（印略）

別紙のとおり河川法第２５条の許可を申請します。

（連絡先）

氏名	
電話番号	

（乙の３）

河川法第２５条
（河川の産出物の採取）

１．河川の名称　　利根川水系　利根川　　（左）・右 岸

２．採取の目的
樹木の採取

３．採取の場所及び採取に係る土地の面積
茨城県守谷市高野地先　　m2

４．河川の産出物の種類及び数量
樹木　　m3

５．採取の方法

６．採取の期間
令和　９年　　月　　日から
令和　９年　　月　　日まで